

七十七 第68条の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等》関係

改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="304 347 1003 424">第68条の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等》関係</p> <p data-bbox="244 493 725 520">(中小企業者であるかどうか等の判定の時期)</p> <p data-bbox="232 544 1075 764">68の2-1 法人が、措置法第68条の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者」又は同項第3号に掲げる「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p data-bbox="257 786 1075 908">(注) 分割型分割の日の前日を含む事業年度につき申告を行う連結法人の措置法第68条の2第1項第1号に規定する「設立の日」がいつであるかどうかについても、同様とする。</p> <p data-bbox="244 976 416 1003">(事業の判定等)</p> <p data-bbox="232 1027 1075 1198">68の2-2 措置法第68条の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者」又は同項第3号に掲げる「中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項に規定する中小企業者」に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p data-bbox="253 1220 1075 1441">(1) 法人の営むその主たる事業が、新事業創出促進法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる事業又は中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事業のうちいずれに該当するかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>	<p data-bbox="1211 347 1910 424">第68条の3の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》関係</p> <p data-bbox="1153 493 1612 520">(中小企業者であるかどうかの判定の時期)</p> <p data-bbox="1142 544 1984 665">68の3の2-1 法人が、措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、当該事業年度終了の時の現況によって判定するものとする。</p> <p data-bbox="1153 976 1326 1003">(事業の判定等)</p> <p data-bbox="1142 1027 1984 1149">68の3の2-2 措置法第68条の3の2第1項第1号に掲げる「新事業創出促進法第2条第3項に規定する中小企業者」に該当するかどうかは、次により判定するものとする。</p> <p data-bbox="1167 1220 1984 1342">(1) 法人の営むその主たる事業が、新事業創出促進法第2条第3項第1号から第3号までに掲げる事業のうちいずれに該当するかは、おおむね日本標準産業分類(総務省)の分類を基準として判定する。</p>

(2) 新事業創出促進法第2条第3項第1号から第3号まで又は中小企業の創
造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項第1号から第3号ま
でに規定する「常時使用する従業員の数」は、

(総収入金額)

68の2-3 法人の当該事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度
(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)に
おける研究開発割合(措置法令第39条の34の2第3項に定める割合をいう。
以下68の2-4において同じ。)の計算の基礎となる同項に規定する総収入金
額(以下68の2-4において「総収入金額」という。)とは、同項に規定する
試験研究費の額に充てるため他の者(当該法人との間に連結完全支配関係が
ある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額及びこの通達において特別
の定めのあるものを除き、当該各事業年度において益金の額に算入されるべ
き収入金額(固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割によ
る移転に係るものを除く。)の合計額をいうものとする。

(内部取引による益金の額の総収入金額からの除外)

68の2-4 研究開発割合を計算する場合において、準備金勘定又は引当金勘
定の取崩しによる益金算入額、措置法第65条の7第4項又は第12項の規定に
よる買換資産を事業の用に供しない場合等の益金算入額及び法第48条等の規
定による特別勘定の益金算入額並びに資産の評価換えによる益金等の内部取
引に関する益金の額は、総収入金額に算入しないものとする。

(固定資産又は有価証券の譲渡に係る収入金額)

68の2-5 措置法令第39条の34の2第3項に規定する固定資産又は有価証券
の譲渡に係る収入金額には、次のものが含まれるものとする。

(1) 法第50条第1項に規定する取得資産の価額(当該取得資産とともに取得

(2) 同項第1号から第3号までに規定する「常時使用する従業員の数」は、
.....

(新設)

(新設)

(新設)

改 正 後	改 正 前
<p>した令第92条第2項第1号に規定する交換差金等の金額を含む。)</p> <p>(2) <u>措置法第64条第1項若しくは第65条第1項に規定する補償金若しくは清算金(収用等の対価に該当するものに限る。)の金額又は代替資産若しくは交換取得資産の価額</u></p> <p>(3) <u>措置法第65条の9の規定により、交換の日におけるその資産の価額に相当する金額をもって譲渡したものとみなされる同条第1項に規定する交換譲渡資産の価額</u></p> <p>(4) <u>借地権の譲渡対価の額</u></p> <p>(5) <u>令第138条第1項の規定に該当する場合における借地権の設定等に伴って收受する権利金等の金額</u></p> <p>(6) <u>措置法第66条第1項に規定する特定共同出資により取得した株式(出資を含む。)のうち、現物出資をした固定資産及び有価証券に係るものの取得の時ににおける価額の合計額</u></p> <p>(注)1 <u>法第47条第1項に規定する保険金等の金額は、固定資産の譲渡に係る収入金額に含まれない。</u></p> <p>2 <u>不動産売買業を営む法人の有する土地又は建物であっても、当該法人が使用し若しくは他に貸し付けているもの(販売の目的で所有しているもので一時的に使用し又は他に貸し付けているものを除く。)又は当該法人が使用することを予定して長期間にわたり所有していることが明らかなもの、固定資産に該当する。</u></p> <p>(試験研究費の額の範囲)</p> <p>68の2-6 <u>措置法令第39条の34の2第3項に規定する試験研究費の額には、その試験研究費に充てるため他の者(その法人との間に連結完全支配関係が</u></p>	<p>(新 設)</p>

ある他の連結法人を含む。)から支払を受ける金額は含まれないことに留意する。

(注) 試験研究費の額の計算に当たっては、42の4-4の取扱いは適用しない。

(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)

68の2-7 措置法規則第22条の20各号.....

(1) 措置法第68条の2第1項第1号.....

(2) 措置法第68条の2第1項第2号.....

イ

ロ

(3) 措置法第68条の2第1項第3号に定める事業年度(措置法令第39条の34の2第4項の規定の適用がある事業年度に限る。)の場合 同項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書

付表

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書		事業年度	・	・	法人名	
一 号 該 当	適用該当号の区分	1	措置法第68条の2第1項第()号該当			
	設立の日	2	平	・	・	{ 措置法令第39条の34の2第1項第()号 措置法令第39条の128第1項第()号 平
	中小企業者の判定	3	新事業創出促進法第2条第3項第()号該当			
	主たる事業	4	業			
	資本の額又は出資の総額	5	円			

(中小企業者等に該当する旨の書類の書式)

68の3の2-3 措置法規則第22条の20の2各号.....

(1) 措置法第68条の3の2第1項第1号.....

(2) 措置法第68条の3の2第1項第2号.....

イ

ロ

付表

中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書		事業年度	・	・	法人名	
一 号 該 当	適用該当号の区分	1	措置法第68条の3の2第1項第()号該当			
	設立の日	2	平	・	・	{ 措置法令第39条の35の2第1項第()号 平
	中小企業者の判定	3	新事業創出促進法第2条第3項第()号該当			
	主たる事業	4	業			
	資本の額又は出資の総額	5	円			

改 正 後				改 正 前			
	常時使用する 従業員の数	6	人		常時使用する 従業員の数	6	人
二 号 該 当	実施計画の 認定年月日	7	平 . . .	二 号 該 当	実施計画の 認定年月日	7	平 . . .
	新事業分野開拓の ための事業の内容	8			新事業分野開拓の ための事業の内容	8	
	当期末における 事業の状況	9				当期末における 事業の状況	9
三 号 該 当	中小企業者の判定	10	中小企業の創造的 事業活動の促進に 関する臨時措置法 第2条第1項第()号 該当	添 付 書 類	措置法第68条の3の 2第1項第1号	登記簿謄本又はその 写し	
	主たる事業	11	業		措置法第68条の3の 2第1項第2号	イ 主務大臣が新事業 創出促進法第11条の2 第1項に規定する認定 (同法第11条の3第1 項の認定を含む。)を した旨を証する書類 ロ 同号に規定する認 定計画の計画書の写し	
	資本の額又は 出資の総額	12	円				
	常時使用する 従業員の数	13	人				
	当期前1年以内に 開始した各事業年度	14	平 . . . ~ 平 . . .				
	同上の試験研究費 の額及び開発費の額 の合計額	15	円				
	(14)の各事業年度の 総収入金額の合計額	16	円				
試験研究費等 の割合	(15) — (16)	17					

添 付 書 類	<u>措置法第68条の2 第1項第1号</u>	登記簿謄本又はその写し
	<u>措置法第68条の2 第1項第2号</u>	イ 主務大臣が新事業創出促進法第11条の2第1項に規定する認定（同法第11条の3第1項の認定を含む。）をした旨を証する書類 ロ 同号に規定する認定計画の計画書の写し
	<u>措置法第68条の2 第1項第3号</u>	措置法施行令第39条の34の2第4項各号に規定する総収入金額及び試験研究費等の額の合計額の明細書（同項の規定の適用がある事業年度に限る。）

記 載 の 仕 方

- この明細書は、措置法第68条の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用等》の規定の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の20各号に定める書類に代えて添付する場合に記載します。
- 「適用該当号の区分1」には、措置法第68条の2第1項各号のいずれの号に該当するものであるかを記載します。
- 「一号該当」の各欄は、次により記載します。
 - 「設立の日2」には、設立の登記をした日を記載します。

なお、措置法施行令第39条の34の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、()内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める他の同族会社又は被合併法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。

ただし、連結法人である同族会社が分割型分割を行った場合には、「設立の日2」には、連結親法人又はその連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の設立の日のうち最も早い日を記載するとともに、当該連結親法人又はその連結子法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。

記 載 の 仕 方

- この明細書は、措置法第68条の3の2《中小企業者等に対する同族会社の特別税率の不適用》の規定の適用を受ける場合に確定申告書に添付することとされている措置法規則第22条の20の2各号に規定する書類に代えて添付する場合に記載します。
- 「適用該当号の区分1」の()内には、措置法第68条の3の2第1項各号のいずれの号に該当するものかに応じ、その該当号を記載します。
- 「設立の日2」には、設立の登記をした日を記載します。

なお、措置法施行令第39条の35の2第1項各号のいずれかに該当する場合は、()内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に規定する他の同族会社又は被合併法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。

改 正 後	改 正 前
<p><u>この場合において、措置法施行令第39条の128第1項各号のいずれかに該当する場合は、()内にその該当号及び当該各号に定める日に該当する年月日を記載するとともに、当該各号に定める連結親法人、他の同族会社、被合併法人又は分割法人の登記簿謄本又はその写しを添付します。</u></p> <p>(2) 「中小企業者の判定3」の()内には、<u>新事業創出促進法第2条第3項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。</u></p> <p>(3)</p> <p>4 「<u>二号該当</u>」の各欄は、次により記載します。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3) 「<u>当期末における事業の状況9</u>」には、<u>当期末における上記(2)の事業の実施状況を記載します。</u></p> <p>5 「<u>三号該当</u>」の各欄は、<u>当期が平成14年4月1日以後に開始した事業年度に限り、次により記載します。</u></p> <p>(1) 「<u>中小企業者の判定10</u>」の()内には、<u>中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法第2条第1項各号に定める中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。</u></p> <p>(2) 「<u>主たる事業11</u>」から「<u>常時使用する従業員の数13</u>」までは、<u>事業年度終了の時の現況により記載します。</u></p> <p>(3) 「<u>当期前1年以内に開始した各事業年度14</u>」には、<u>当期前1年以内に開始した各事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度)が複数ある場合にはその複数の事業年度を記載します。</u></p> <p>(4) 「<u>同上の試験研究費の額及び開発費の額の合計額15</u>」には、<u>上記(3)に係</u></p>	<p>4 「中小企業者の判定3」の()内には、<u>新事業創出促進法第2条第3項各号に規定する中小企業者のうちいずれに該当するかに応じ、その該当号を記載します。</u></p> <p>5</p> <p>6</p> <p>7</p> <p>8 「<u>当期末における事業の状況9</u>」には、<u>当期末における上記7の事業の実施状況を記載します。</u></p>

る各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される措置法第42条の4第1項に規定する試験研究費の額及び中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法施行令第5条第1項に規定する新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出される費用の額の合計額を記載します。なお、合併、分割、現物出資又は事後設立が行われたことにより、措置法施行令第39条の34の2第4項の規定の適用がある場合には、同項各号に定める金額を記載するとともに、その明細書を添付します（下記(5)において同じ。）。

(5) 「(4)の各事業年度の総収入金額の合計額¹⁶」には、上記(3)に係る各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、その連結事業年度）の総収入金額（固定資産又は有価証券の譲渡に係るもの及び合併又は分割による移転に係るものを除きます。）の合計額を記載します。

七十八 第68条の5《適格退職年金契約に係る退職年金等積立金の額の計算の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p>（特例適格退職年金契約に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）</p> <p>68の5-2 法第84条第1項に規定する退職年金業務等（法附則第20条に規定する適格退職年金契約に係る信託、生命保険又は生命共済の業務を含む。以下「適格退職年金業務等」という。）……………</p> <p>（信託財産から控除する収益の分配額）</p> <p>68の5-3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 令附則第16条第1項第8号……………</p>	<p>（特例適格退職年金契約に係る信託財産に属する有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出の方法）</p> <p>68の5-2 法第84条第1項に規定する退職年金業務等（以下「適格退職年金業務等」という。）……………</p> <p>（信託財産から控除する収益の分配額）</p> <p>68の5-3 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) 令第159条第1項第7号……………</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(共同委託契約に係る事業主の一部が基金設立事業主である場合の退職年金等積立金額の計算)</p> <p>68の5-5</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....令附則第16条第1項第9号八.....</p> <p>(注)</p>	<p>(共同委託契約に係る事業主の一部が基金設立事業主である場合の退職年金等積立金額の計算)</p> <p>68の5-5</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>.....令第159条第1項第8号ロ.....</p> <p>(注)</p>